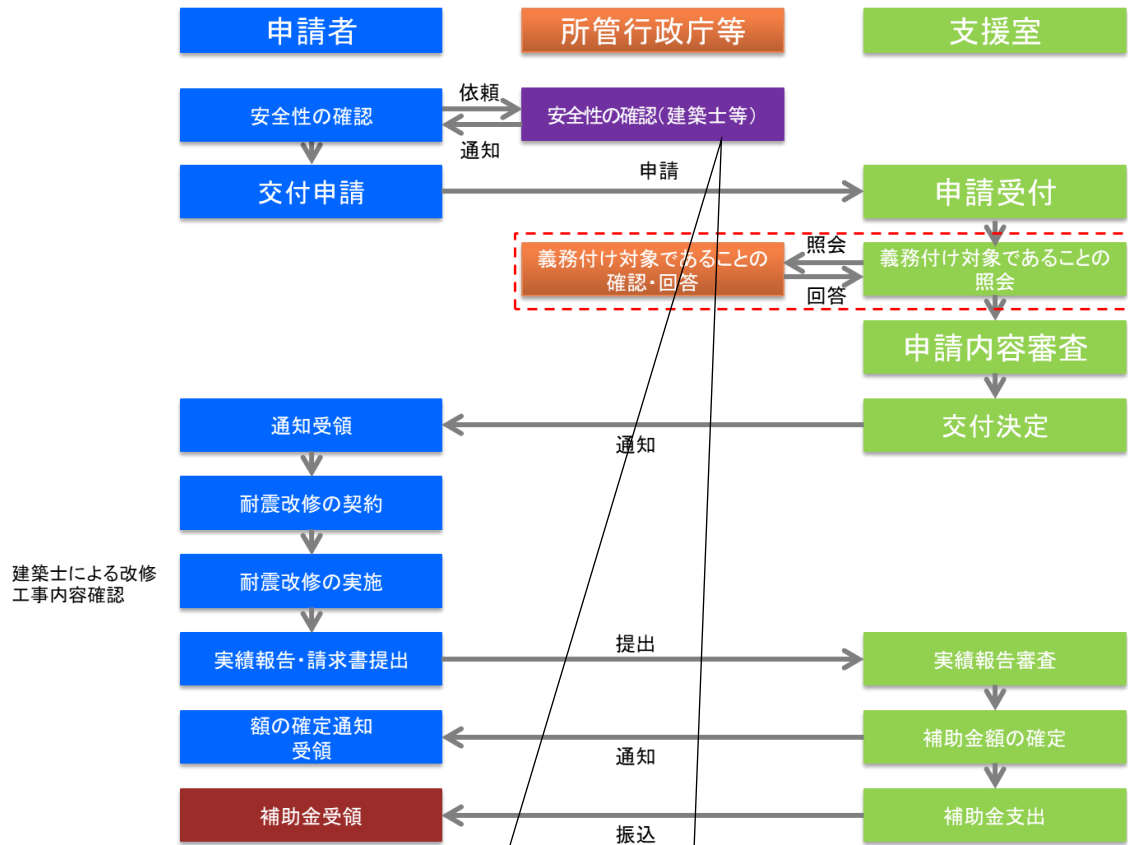


## 手続きの流れ

### ・耐震改修



建築士による改修  
工事内容確認

建築士(それぞれの業務範囲に限る。設計者でも可。)、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による確認により、安全性の確認を行うことも可能です。  
ただし、建築物所在の所管行政庁によっては、第三者機関による判定・評価等が必要な場合がありますので、依頼前に所管行政庁へお問い合わせください。

### 「安全性の確認」

- ・ 建築士 (それぞれの業務範囲に限る。設計者でも可。)による安全性を確認したことを示す文書
- ・ 指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による安全性を確認したことを示す文書
- ・ 耐震判定委員会等の耐震改修計画の判定・評価等
- ・ 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証
- ・ 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画認定証
- ・ 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定書